



ニュースレポート

令和7年11月10日

報道機関各位

病院特命担当（企画政策課政策担当）

タイトル 赤穂市民病院の経営改革に関する市民説明会を開催します

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願ひいたします。

行事・事業名	赤穂市民病院の経営改革に関する市民説明会
日 時	別紙のとおり
場所・住所	別紙のとおり
趣旨・目的（PRしたいこと）	
赤穂市民病院の経営形態の見直しについて、市民説明会を開催します。	
なお、市民に向けては、広報あこう11月号において、折り込みで周知を図ります。	
問い合わせ先	部課係名：病院特命担当（市長公室企画政策課政策担当） 担当者名：奥吉・木下 電 話：0791-43-6985 内線（ 2372 ） F A X：0791-43-6892

○添付資料 (有)無) ○ホームページへの掲載 (有)無) ○議会報告 (有)無)

# 赤穂市民病院の経営改革に関する市民説明会について (お知らせ)

赤穂市民病院の経営形態の見直しについて、市民説明会を次のとおり開催します。

日 時	会 場	
11月17日(月) 18時30分～	城西公民館	研修室
11月18日(火) 18時30分～	高雄公民館	研修室
11月19日(水) 18時30分～	尾崎公民館	講堂
11月20日(木) 18時30分～	有年公民館	研修室
11月25日(火) 18時30分～	塩屋公民館	多目的ホール
11月26日(水) 18時30分～	赤穂西公民館	研修室
11月28日(金) 18時30分～	御崎公民館	講堂
11月29日(土) 14時00分～	市民会館	中会議室
12月 2日(火) 18時30分～	坂越公民館	大会議室

## (経営改革の基本方針)

### 1. 公立病院として維持

赤穂市民病院は、今後も地域医療を維持し、市民、住民の健康と命とを守る砦として、公立病院として維持します。

### 2. 経営形態の見直し

医師等医療従事者の確保、民間手法による効率的な経営、政策医療の確保などを総合的に勘案し、指定管理者制度を導入します。このことにより、赤穂市を含む地域の医療を維持し、引き続き安全安心な医療を提供してまいります。

※指定管理者制度については次ページをご参照ください。

### 3. 指定管理者導入時期

令和9年4月1日 (予定)

#### 【問い合わせ先】

病院特命担当(企画政策課政策担当)

TEL: 0791-43-6985

FAX: 0791-43-6892

## 【指定管理者制度について】（赤穂市ホームページより）

### 1. 指定管理者制度とは

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間の豊富なノウハウを活かして施設の特性を發揮し、市民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的に、地方公共団体が指定する民間事業者を含めた法人等に、施設の管理運営を行わせる制度です。

### 2. 指定管理者制度の目的

公の施設の管理運営に民間事業者等の能力を活用し、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応し、住民サービスの向上を図り、合わせて経費の削減等を図ることを目的とします。